

## **[事案 23-36] 契約無効確認・既払込保険料返還請求**

・平成 24 年 1 月 31 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

ドル建て終身保険を勧誘されたが、契約内容が不利であることを理由に一度断ったにもかかわらず、騙して錯誤に陥れ締結させられたものであるとして、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申し立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 22 年 9 月に 11 万ドルのドル建て終身保険に加入した。しかし、以下のとおり、本件契約は、錯誤により契約させられたものであるので、契約を無効として払い込んだ保険料を返還してほしい。

- (1) 保険料 10 万ドルの保険に加入することを希望していたにもかかわらず、11 万ドルの保険を勧められ、更に 15000 ドルが必要との説明を受けたため断ったが、その後、保険料 9 万 5 千ドル、上乘せ分 5 千ドル、合計 10 万ドルの保険を勧誘されたため、10 万ドルの保険だと思い契約を締結した。
- (2) 保険料を前納したものの保険証券にその旨の記載がなく、設計書で説明を受けた解約返戻金と異なる金額が保険証券に記載されていた。

### **<保険会社の主張>**

下記理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約締結に際し、申立人に対して、契約締結前交付書面等を提示して、契約に関する説明を行っており、申立人は、契約の申し込みに必要な書類すべてに自署押印している。
- (2) 診査の結果、特別条件が適用されることとなり、募集人から申立人に対し特別条件に関する説明を行った結果、申立人は、特別条件の適用ならびに契約内容を理解したうえで、特別条件を承諾した。
- (3) 保険証券の記載は、申立人が加入した特別条件適用の本契約の内容に沿ったものであり、契約内容どおりの保険証券を発行している。また、手続上、特別保険料を加味した解約返戻金の推移を保険証券に記載することができないため、申立人の求めに応じ、特別保険料分を含んだ解約返戻金の推移を資料として作成し、申立人に提示している。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、申立人の主張を、消費者契約法 4 条 1 項 2 項による説明義務違反を理由とした契約取消、民法 95 条による錯誤による無効の主張であると解し、申立書、答弁書等の書面および申立人・募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立人の主張には理由がなく、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

## (1) 説明義務違反について

- ①特別条件の適用に関し、申立人から提出された設計書には、募集人による「+5019.01 米ドル」という手書きの記載があることなどから、この設計書を用いて特別条件に関する説明があったことが推認され、申立人自身の署名押印のある特別条件承諾書には、特別保険料 5019.01 米ドル、払込方法（経路・回数）および払込期間については申込書記載のとおりとするあり、申込書には払込方法が年払い、払込期間が3年であることが明記されていること、特別保険料3回分を含む保険料が9月に前納されていることに鑑みれば、募集人は、設計書等を用いて特別条件に関する説明を行っており、申立人もそれを了解して契約を締結したものと推認するのが合理的である。
- ②申立人は、保険料 10 万ドルの保険であると説明を受けたが実際には 11 万ドルの保険であったと主張しているが、申立人は保険金額を 193,000 ドル、保険料 110,474.76 ドルとする申込手続きを行っていること、保険料を前納していることからすれば、この点につき説明義務違反を認めることは困難である。
- ③なお、申立人は、説明と異なる保険証券を相手方が発行したことにより契約の取消しを求めているが、そもそも保険証券の発行は契約の成立要件ではないため、このことを理由とする契約の取消しは認められない。

## (2) 錯誤について

- ①申立人は、保険料 10 万ドルの保険であると説明を受けたが実際には 11 万ドルの保険であったと主張しているが、前記②のとおりで、この点につき錯誤を認めることは困難である。
- ②仮に錯誤が認められ、それが要素の錯誤にあたるとしても、契約申込書及び特別条件承諾書には保険金額及び払込期間について明確に記載されており、これらの点について錯誤に陥ったことに関して申立人には重大な過失があると言わざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない。

### 【参考】消費者契約法 第4条

第1項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

第1号 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認  
第2号 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

第2項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

### 【参考】民法 95 条 (錯誤)

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。